

## 守山市のマルシェ「モ・リ・シェ」を 今年も開催！

2/3(土)・2/4(日)  
モリーブ1階セントラルコート

モ・リ・シェの  
詳細は  
HPで！



▲写真は昨年のものです

特集

## 2024年問題・その影響と対策について

02~05 ~建設業と運送業を中心に~

TOPIC

相談無料です。お気軽にご利用ください。

●予約制

法律相談

日時：2月22日(木) 10:00~ (30分単位)  
相談員：平柿法律事務所

事業承継  
等相談

日時：2月8日(木) 10:00・11:30・13:00・14:30  
相談員：滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

知的財産  
等相談

日時：2月14日(水) 13:30・14:30・15:30  
相談員：INPIT滋賀県知財総合支援窓口

時間外労働の削減や各種助成金など働き方改革に関する相談は、滋賀働き方改革推進支援センターへ。社会保険労務士等の専門家が無料でサポート  
フリーダイヤル 0120-100-227

上記相談のお申込みお問い合わせは  
指導課まで TEL 077-582-2425

9

地元同士がつながる  
守山商工会議所オリジナル「もりやま広報支援補助金」  
キヨシ商会 × 新野主査

10

小さな企業の経営者が AI サービスを  
利用する魅力について (ChatGPT 編)  
佐野経営事務所 中小企業診断士  
佐野 良太 氏

12

世界の歯科医療技術の進歩と  
口腔衛生の向上に貢献  
サンメディカル株式会社

13

アイデアが生まれ、  
コミュニティの輪が広がる場所  
MAGNETS SHARING COMMUNITY



# 2024年問題・その影響と対策について

## ～建設業と運送業を中心に～

2024年4月1日より、建設業、物流業界、医療業界などでも「働き方改革」による「時間外労働の上限規制」が始まります。

そうした中、働き方改革関連法案の施行が「2024年問題」としてなぜ問題視されているのでしょうか？

そこで、今回、「2024年問題」と呼ばれている原因や及ぼす影響、そして、解決しておくべき課題や対策について解説します。

### はじめに

いわゆる「2024年問題」とは、建設業、運送業のドライバー、医師など一定の事業や業務にのみ認められていた時間外労働の上限規制の適用猶予措置が本年3月で終了することです。4月以降は、今まで無制限だった建設業や運送業のドライバーにも残業時間に一定の上限規制が課せられることから、一人ひとりの労働時間が減少し、業務が滞るといわれています。

「2024年問題」は、業者のみならず一般の消費者にも大きな影響が及ぶ問題です。そこで今回は、特に建設業と運送業に着目して2024年問題について説明するとともに、建設業や運送業のみなさんがいま取り組むべき課題や、私たち一般消費者にもできることにも触れていきたいと思えます。

### 建設業の2024年問題

先日、大阪・関西万博のパビリオン建設が予定どおり進まないという理由で、万博建設の作業員を残業時間の上限規制から外すことが議論され話題になりました。働き方改革関連法案のひとつである「残業時間の上限規制」を含む改正労基法は、2019年にすでに施行されていますが、建設事業、自動車運転の業務や医師など一部の業種等については、その影響が大きすぎるとして5年間適用が猶予されていたものです。

#### 時間外労働上限規制は複雑

現在、建設業には時間外労働の規制がありません。したがって、手続を踏むことで無制限に残業をさせることが可能なのです。しかし、4月以降は復興関連などの一部の業務を除いて、原則通りの上限規制が行われます。

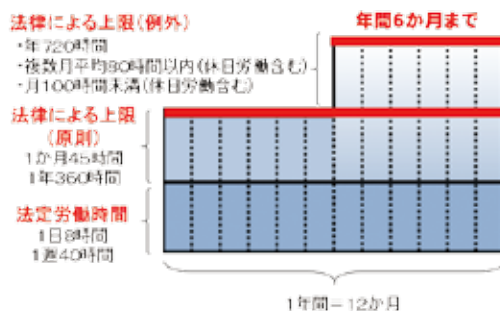
また、今回の法改正では1か月及び複数月にわたる「平均残業時間数の上限規制」も設けられました。昨年施行された「月60時間を超える残業の割増率変更」なども加わり、建設業者は4月以降この複雑な労働時間規制に対応するため、1日、1か月、そして1年間にわたって

細かく労働時間を管理することが必要になります。

作業員の労働時間を減らす前に、管理部門の事務量が激増して、本来の業務ができないということもよく聞かれます。労務管理に関する事務の効率化も、今後の課題です。

#### 時間外労働の上限（原則）

- 年 720 時間以内
- 複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）
- 月 100 時間未満（休日労働含む）
- 月 45 時間を超えるのは年 6 回まで



出典：厚労省「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)



#### まずは、出退勤時刻の確認

働き方改革においては「労働時間の適正把握」も使用者の義務とされています。出勤簿にはハンコではなく、日々の「始業」、「終業」の時刻を記録することが必要となり、その方法も原則的にはタイムカードやICカードなど客観的な方法で行うことが義務づけられています。<sup>1</sup>

いま多くの建設業者では、スマートフォンのアプリや勤怠システムなどを使って出退勤管理と残業管理に取り組みはじめています。固定残業制などで見えにくくなっている実際の労働時間をつまびらかにすること、そして、長時間労働があればそれが本当に必要な労働時間かどうかを厳しく検証する作業が必要です。

残業は原則1か月45時間まで、これからは「1日あたり約2時間」しか残業させられないという現実をしっ

1. 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 厚労省

かり認識するためには、日々の勤怠を厳しく監視することが必要になります。

また、残業を減らすことと同時に、本当に働いている時間とそれ以外の時間を分ける作業を行うことも必要です。労働時間で評価する考え方、つまり「労働生産性」を意識することが必要なのです。

### 労働時間適正把握の方法

- 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- 原則的な方法（次のいずれかの方法で行うこと）
  - ① 使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録する
  - ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する
- やむを得ず「自己申告」で勤怠管理を行う場合
  - 労働者や管理する者に対して、措置等について十分な説明を行うこと
  - 自己申告による時間と、入退場記録等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には、実態調査を実施し補正をすること
  - 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置を設けないこと
  - 36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認することなどの要件があります。

### やはり「休みを増やすこと」が必要

新しい法規制のもとでは、1か月に45時間以上の残業をさせられるのは「1年間に6か月まで」です。違反企業には厳しい罰則も科せられることから、6か月は残業を月45時間に抑えることは、必ず達成しなければいけない課題です。

そのために効果的なのは「休日の増加」です。日建連（日本建設業連合会）が、民間建築工事の発注者に見積りを提出する際には、4週8閉所と週40時間稼働を前提とした工期設定を原則とするよう傘下企業に求めているように、<sup>2</sup>いま官民挙げて「4週8休」キャンペーンを展開中です。公共工事では、すでに週休2日制が広く浸透しているようですが、民間発注の工事で休みを増やすことは、なかなか困難な状況にあるようです。

建設業では出勤日に応じた給料制が多く、また工期に合わせるために休日出勤が常態化していることなど、これ以上休みを増やすことは難しいと思います。しかし、

目前に迫った規制を乗り越えるためには、所定休日を増やすことや休日出勤をしない（させない）社内の風土づくりが必要だと思います。

会社の幹部はもちろんですが、長時間労働になれ親しんだベテラン従業員の意識改革が最大のポイントかもしれません。

### 取り残されないように

大手企業は採用を増やすなどすでに対策を終えていますが、中小・小規模の建設業者の取り組みはまだ進んでいません。しかし最近では、数年前にはまったく無関心だった筆者の関与先の建設業者も、皆さん目の色を変えて時短に取り組んでいます。4月以降は、管轄官庁の調査・臨検も増えるようです。まだ着手していない建設業の皆さんは、まずは仲間の業者から情報収集するなどして、自社にあった方法を模索し、早急に対策を行わなければなりません。

### 私たちができること

2024年問題の解決には、長時間労働や休日出勤を前提とした工期としないことが大前提です。そのためには、受発注者双方の理解と協力が欠かせません。政府の作成したガイドライン<sup>3</sup>では、適正な工期の確保に向けた受発注者の責務として、受注者側にも下請も含め従事者の長時間労働を前提とするような著しく短い工期としないことを明確に義務づけました。

そして、私たち消費者側も工期や費用に関して必要以上に競争を煽ることのないよう、その意識を変えることが必要といえます。

2024年問題は、単に建設業だけの問題ではなく、社会全体の大構造改革であり、すべての国民が問題意識を持ち、それぞれの立場で改善に協力する姿勢が必要なのだと思います。



2. 「日本経済新聞」2023年7月21日の報道 「日建連、原則週休2日で工期見積もり 24年問題対応で」  
3. 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」国土交通省

## 物流の 2024 年問題

今まで規制のなかった「自動車運転の業務」についても、本年 4 月以降は、最大年間 960 時間（月あたり約 80 時間）の上限規制が始まります。1 か月 80 時間の残業といえ「過労死ライン」ですから、これでも相当長い労働時間です。しかし、年 960 時間以上労働する従業員がいると答える運送業者は相当数あることから、今回の規制の社会的影響は決して少なくないといわれています。

「物流の 2024 年問題」とは、これらの上限規制によって発生する「運転手不足」と「運賃の上昇」を指すことばです。このまま何も対策を講じなければ、2024 年度には 14%、2030 年には 34% もの輸送力の不足が生じる可能性があるといわれています。<sup>4</sup>

今回の規制強化によって、運送会社の収益は悪化し廃業が増え、また労働時間減少による賃金低下に伴い離職者も増加して、物流網は大混乱に陥るといわれる見方もあるようです。

### 2024 年問題の本質は、人手不足

トラックドライバーの年間総労働時間は、ほかの業種より 400 時間程度多く、当然ながら労災事故も極めて多い業界です。長時間労働が原因とみられる、いわゆる過労死も比較的多い業種です。これらの労働環境悪化により、慢性的な人材不足は深刻で高齢化も進んでいます。

注文した荷物が指定した時間に届くように、いままでどおり物流網を維持していくためには、なによりトラックドライバーの人数を増やすことが必要です。将来有望な若者にたくさん来ていただくためには、労働環境を改善し、運送業をより魅力的な職場に変える必要があります。

そして、労働時間が減っても収入が減らないように、他の業種と比べて若干低いといわれるトラックドライバーの賃金水準をあげる努力もまた必要になります。

### 改善の方法

政府は、荷主、事業者そして一般消費者が一体となって、この物流の 2024 年問題に取り得組むためのガイドライン<sup>5</sup>を公表しています。ガイドライン策定にあたり



### トラック運転手に関する主な時間外規制の内容 令和 6 年 4 月～

- 時間外労働の上限  
(労働基準法) 年 960 時間
- 拘束時間  
※労働時間+休憩時間  
(改善基準告示)
- 〈1 日あたり〉
  - 原則、1 日 13 時間以内最大 1 日 15 時間以内
  - 宿泊を伴う長距離運行は週 2 回まで 1 日 16 時間
  - ※ 1 日 14 時間超は 1 週間 2 回以内
- 〈1 か月あたり〉  
原則、月 284 時間、年 3,300 時間以内。ただし、  
労使協定により、年 3,400 時間を超えない範囲内で、  
月 310 時間まで延長可能

検討会では、改善の方法として①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容の必要性をあげています。

「商慣行の見直し」としては、まず「荷待ち」・「荷役」時間の削減を掲げています。発荷主には、入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業（荷積み、荷卸し、附帯業務）に係る時間を把握するとともに、長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の作業をさせてはならないことを明記しています。

また「物流の効率化」としても、予約システムやパレットの活用を特に推奨し、ここでも荷役時間の削減が必要であると強調しています。バラ積み・バラ下ろしでは 2～3 時間もかかる出荷・荷卸し作業も、パレットを利用しフォークリフトで行なえば 20～30 分で終わることを例示しています。

そのほか物流効率化の例としては、異業種企業による混載、他社との倉庫の相互利用、鉄道や船による輸送への切替え、中継基地を設けてスイッチ輸送を行うなど、様々なドライバーの負担の軽減策を紹介しています。

### なにより、荷主の協力が必要

運送業の競争激化の原因のひとつには、過去の規制緩和があるといわれています。1990 年に施行された改正法により、トラック事業への参入が免許制から許可制へと大幅に規制緩和され、運送業者数が 1.5 倍へと激増したのです。

激しい競争の中では、極端に運賃を下げたり、契約に含まれない「荷役」などの業務も引き受けざるを得ず、また荷物の受取先での長時間の「荷待ち」も常態化しているようです。

問題解決には、運送会社の努力だけでは不可能です。

4. 公益社団法人全日本トラック協会「第 4 回働き方モニタリング調査」

5. 「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流業者の取組に関するガイドライン」

今までの商習慣を見直し、物流の効率化を図る必要があります。そして、なにより運賃の見直しも必要になると思います。

**消費者の意識改革も重要**

「着荷主」でもある私たち消費者の意識改革（行動変容）も必要です。2024年問題において宅配便が占める割合は全体の7%と決して大きくないとはいえ、「送料無料」、「当日（翌日）配達」、「時間指定」などには、実は相当のコストがかかっていることを認識することは必要です。荷主の後ろには、私たち一般消費者がいることも踏まえ、私たち全員の意識改革が求められていると思います。

物流危機について、問題意識を持つ一般消費者は約3割にとどまっています。いま宅配貨物の再配達が11%も発生している状況は放置できず、私たち生活者も荷物を送る立場、あるいは受け取る立場としてできることがあります。

例えば、1回で確実に受け取ることができる日時・場所を指定することや、まとめ買いで配送回数を減らすことなど、私たちができることを行うことで、物流の負担を減らすことも可能なのです。



**2024年問題は社会全体の問題**

建設業や運送業が2024年問題に取り組むに当たっては、元請業者や荷主さんたちの協力は欠かせません。工期を守れなかったり、運賃や請負金額が高騰したり、荷物が届かなかったりすることは、取引業者にとっても困ることです。規制の影響をできるだけ小さくするためには、共存共栄の関係を構築することが必要だと思います。

日本商工会議所の提案する「パートナーシップ構築宣言」もそのひとつの方法です。パートナーシップ構築宣言は、企業の規模にかかわらず、発



注者の立場で自社の取引方針を宣言するもので、相互理解、相互信頼に大きく寄与するものだと思います。

日商 パートナーシップ構築宣言 リンク先  
 パートナーシップ構築宣言  
 - 取引先と共存共栄関係を築きませんか？  
<https://www.jcci.or.jp/partnership/>



**発想を変えれば、今が最大のチャンスです**

建設業や運送業の働き手を増やすことは容易ではありません。高齢化が進んだ職場に優秀な若手を呼び込むためには、労働生産性向上に真剣に取り組み、就労環境の整備を行うことしか方法はありません。努力の結果、働く環境が大きく改善されれば、異業種からも、あるいは女性の労働者もたくさん来てくれることでしょう。

今回の規制強化に対しては、小手先の改革でなく将来を見据えた腰の据わった改革に着手するときだと思います。2024年問題によって、元請業者や荷主、そして消費者を含めた社会全体に危機感が広がっている今は、企業体質を変える絶好のチャンスともいえると思うのです。逆に言えば、この機を逃すと改革はさらに難しくなるといえるのではないのでしょうか。

- 以下の資料を参考にしました ●

「建設業 時間外労働の上限規制わかりやすい解説」厚労省  
 「持続可能な物流の実現に向けた検討会」最終とりまとめ資料  
 『労働判例に学ぶトラック運送業の労務管理』岡崎隆彦著  
 (株)産労総合研究所

鈴木社労士事務所

代表 **鈴木 徹**

社会保険労務士・行政書士



行政書士事務所及び社会保険労務士事務所において勤務後、

平成8年2月1日 鈴木社労士事務所 開業

平成8年6月1日 行政書士鈴木徹事務所 開業

平成11年4月1日 労働保険事務組合 守山労働事務会 設立

労働・社会保険の事務代行や会社のルールである就業規則作成指導、会社の健康診断である労務監査や成年後見についても取り組んでいます。月々の給料計算から労働問題の解決まで、「ひと」に関することに幅広く対応しています。



URL <http://suzuki-sr.jp/>

## 2月のスケジュール

1	木	
2	金	優良従業員表彰式 会員交流会
3	土	モ・リ・シェ
4	日	モ・リ・シェ
5	月	
6	火	正副会頭会議 東京ギフトショー出展 (～2/8)
7	水	
8	木	働き方改革推進セミナー 事業承継等相談
9	金	
10	土	
11	日・祝	建国記念日 第230回珠算能力検定試験
12	月	振替休日
13	火	商業部会 講演会
14	水	知的財産等相談
15	木	常議員会
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	企業内人権トップセミナー
21	水	
22	木	法律相談
23	金・祝	天皇誕生日
24	土	
25	日	第166回日商簿記検定
26	月	
27	火	
28	水	工業部会 市長との懇談会
29	木	

会員限定

## 専門家無料相談 サービス

要予約

会員事業所限定！

経営に関するあらゆる  
分野の専門家に相談が  
できます！

経営相談・法律相談・特許相談・労務相談・税務相談・  
省エネ相談・創業相談・事業承継相談など、あらゆる  
経営のお困りごとをお気軽にご相談ください。



詳しくはHPをご覧ください。

<https://moriyama-cci.or.jp/management/management/>


### 働き方改革推進セミナー

## 選ばれる企業になるために ～社員満足が本当の働き方改革～

**日時** 令和6年2月8日(木)  
13:30～15:00

**会場** 守山商工会議所

**講師** 株式会社長岡塗装店  
常務取締役  
古志野 純子氏



社員一人一人の制約を解決するように会社の制度を整え、人にやさしい経営を実践されたその取り組みと成果についてお話しいただきます。人材の確保とその定着を図るにはどうすればよいのか必聴のセミナーです。



お申込、詳細はHPをご覧ください  
<https://moriyama-cci.or.jp/2023/12/11/seminar/>



### 案内所からのお知らせ

## 広告ラック利用者募集

〒524-0037  
滋賀県守山市梅田町1番9号  
TEL 077-514-3765  
FAX 077-514-3766

自社のPRに  
ご活用ください！



詳しくは守山市駅前総合案内所にお問合せください。



TEL:077-514-3765

HP <https://pc-moriyama.jp/>

## 会議・イベント 開催 報告

役

役員会・総会

部

部会

青

青年部

女

女性会

他

その他（セミナー等）

部

## 商業系三部会合同視察研修

11/21（火）

場所：パソナグループ  
（淡路島）

地方創生セミナーでは淡路島を中心としたパソナグループの活動等を紹介いただき本社機能の一部移



▲地方創生セミナーを受講する参加者

転の狙いや目的を教えてくださいました。その後はのじまスコラ、古酒の舎、ニジゲンノモリを職員の方がアテンドくださり、説明を受けながら施設見学を行いました。

部

## 工業部会 先進地視察研修

11/22（水）～23日（木）

場所：富山県  
前田薬品工業株式会社 他

1日目は、富山県にある前田薬品工業株式会社を訪れ工場見学等を行った後、デー



▲先進地視察研修の参加者ら

タ改ざんによる倒産寸前の危機を乗り越えられた経営改革のお話や、今後の展望等を前田社長よりお聞かせいただきました。また、2日目は岩瀬の町並みを案内いただきながらまちづくりについてのお話を伺いました。二日間にわたり大変有意義な視察研修となりました。

青

## 青年部 第8回モリイチスタンプラリー

11/26（日）

チェックポイント2カ所（下之郷遺跡、蓮生寺）にて青年部が参加者にフルーツ大福やお茶の配布を行いました。また、第12代もりやま卑



▲下之郷遺跡での様子

弥呼の山本美智子さんにも参加していただきイベント参加者らに邪馬台国近江説をPRしました。

部

## 工業部会 部会交流事業「企業PR」

12/7（木）

工業部会では、部会員事業所の相互の理解と親交を深めていただくため、それぞれの事業内容や取り組み等を発表する部会交流事業「企業PR」



▲企業PRの様子

を昨年度に引き続き実施しました。当日は 下記5事業所の発表を、多くの部会員、また金融機関や行政の方々にも広くご聴講いただき、親交を深められました。

- ・サンメディカル株式会社
- ・三和精機株式会社 滋賀製作所
- ・伸和株式会社
- ・株式会社比叡ゆば本舗 ゆば八
- ・無限 ENG 株式会社

なお、発表いただいた内容を「あすのたね」紙面にて1社ずつ順次ご紹介させていただきます。

部

## サービス部会 ショート動画コンテスト2023 結果発表会

12/11（月）

昨年に引き続き、サービス部会事業として動画コンテストを開催しました。「自社の魅力発信」をテーマに、10月1日から10月31日まで作品



▲結果発表会での受賞者

を募集し、15事業所にご応募いただきました。結果発表会では、第1部では入賞作品の発表、第2部では映像のプロである審査員の方々に各応募作品へのご講評をいただき、動画制作について学べる良い機会となりました。

**最優秀賞**：認定「近江牛」指定店 お肉のおかだ

**優秀賞**：コアラムシ

**特別審査員賞**：(株)えんどう種苗・(有)富綜

※敬称略

応募作品はこちら

[https://moriyama-cci.or.jp/2023/12/26/short\\_movie2023/](https://moriyama-cci.or.jp/2023/12/26/short_movie2023/)



他

## 令和6年 年賀交歓会 1/4 (木)

場所：守山市役所

1階多目的ホール  
守山市との共催で、  
昨年8月より共用開  
始された守山市役所  
新庁舎で開催しまし  
た。当所会員事業所  
をはじめ、行政や自治会・各種団体等の関係者が一堂に  
会し、新年の門出をお祝いしました。



▲年頭の挨拶をする大崎会頭

他

## 第4回新商品・新サービス合同記者発表会 1/12 (金)

自社の経営力強化に向けた伴走型支援の一環として、マスコミ関係者に向けた「第4回新商品&新サービス合同記者発表会」を企画、実施致しました。自社の強み、培ってきた技術やノウハウを活かし、新商品の開発、新しいサービスの提供により、販路開拓と新規顧客の獲得に努

めておられる5事業所が参加し、マスコミ関係者などにプレゼンテーションを行いました。発表会の内容等詳細は所報「あすのたね」次号に掲載予定です。

部

## 工業部会 ものづくり講演会 1/19 (金)

「私の事業承継とブランディング」をテーマに、株式会社丹後 取締役 丹後佳代様をお招きし、第三者から事業承継により受継いだタオル工場を、ゼロから始め黒字へと導かれたお話をお聞かせいただき



▲トークセッションでの様子

きました。また、第2部では、守山でご活躍の経営者3名(株式会社エー・シーケミカル 竹内様、株式会社清原織物 清原様、博善社印刷株式会社 佐々木様)を交え、トークセッションを行い、それぞれの立場で事業承継やブランディングについてお話いただきました。



## もりやまいち 12/17 (日)

場所：旧中山道守山宿一帯

多くのキッチンカーや模擬店などが並び、守山市 PR キャラクター「もーりー」の(わた SHIGA 輝く) 国スポ・障スポ守山市 PR 大使就任式やふるまい酒、市内中学生による商い体験などたくさんのイベントを実施し、約25,000名の来場者で賑わいました。

### 青年部

もりやまいちにてブース出展を行い、子供向けのお菓子つかみゲームなどを行いました。また、多くの方に青年部の活動を知っていただくために、第12代もりやま卑弥呼の山本美智子さんと青年部メンバーが邪馬台国近江説 PR 活動を行いました。子供から大人までたくさんの方にブースにお立ち寄りいただきました。



### 女性会

女性会では千本引きをブースに設置し、子供向けのイベントを実施しました。参加した子供たちには駄菓子の詰め合わせなどをふるまいました。お昼ごろには全ての駄菓子詰め合わせがなくなるほど盛況となり、たくさんの子供たちに楽しんでいただきました。





## 守山商工会議所活用ガイド

## 地元同士がつながる 守山商議所オリジナル「もりやま広報支援補助金」

守山商工会議所は、令和5年度滋賀県地域経済活性化事業のひとつ『もりやま広報支援補助金』を実施しました（令和5年12月31日で終了）。守山商議所業務課の新野達也主査は「原油価格や物価の高騰で停滞する地域経済を助けるため、地元の事業所が行う販売促進にかかる広報費用の一部（補助率2/3、上限5万円）を補助し、至っては事業所の生産性向上と地域経済の持続的発展を図りたい」と同補助金を企画。一方、その広報活動を支援する側の事業者（広報支援事業者）の登録も募りました。

同補助金を活用して創業50周年のノベルティグッズを作成した、立田町のキヨシ商会代表・南平喜代和さん（50）＝右写真＝にその思いを聞きました（新野主査も同席）。



### —創業50周年、その道のりをお尋ねします

南平さん「1972年に父・喜代司が開業しました。当時から自動車をメインに自転車やバイクの販売や修理もしていました。私が中学3年の時に父が他界し、家業を継ぐ決意をしたんです。高校に通いながら3年間、市内のサイクルショップで自転車整備の修行をし、卒業後は車の整備工場で1年学び、19歳で継ぎました。若いがゆえの中傷もありましたが、それを逆手にがむしゃらに頑張り、父の思いを継いでキヨシ商会は半世紀を迎えることができました。今も車輪が付いているものなら何でも販売、修理します！」

### —『もりやま広報支援補助金』を活用されたと伺いました

南平さん「50周年の節目で何かしたいと考えていたところ、守山商工会議所の新野さんにこの補助金で周年記念のノベルティグッズを作ったら！と提案してもらいました。さっそく広報支援事業者に登録しておられた鉄人工房MATSUYA（木浜町）さんをお願いして、キヨシ商会創業時のステッカーをデザインしたトートバッグを作ることができました」

新野主査「顧客に手渡して感謝の意を伝え、持つてもらうことでお店のPRにもなります。この補助金は、広報活動

を通じ支援する側とされる側の両者を地元の事業所に限定した制度です。これを機に事業所同士のつながりが生まれ、ますますの地域活性化を願っています」

南平さん「公の補助金や支援は情報がいろいろあって、自分に合ったものを見つけづらい。新野さんに声をかけてもらったからこそ、的確に取り組むことができました！」



キヨシ商会で扱っているハンドル型電動椅子（左）や、ロードバイク／同店提供写真

### —今後について一言お願いします

南平さん「業界では店主の高齢化が進み、閉めるお店も増えています。また海外通販を利用するなど消費者のモノの買い方が変わってきています。顧客の世代に合わせSNSやチラシなどを使い分け、今後もPRに努めていきます。今回の『もりやま広報支援補助金』は申請も簡単で助かりました。こういう補助金ならまた活用したいです」

（聞き手 守山市民新聞・寺田）

制作協力／守山市民新聞



もりやま広報支援補助金で作ったキヨシ商会オリジナルのトートバッグを手に「新野さんのナイスアシストで思いを形にできました！」と喜ぶ南平さんと、新野主査（左）＝令和5年12月22日、キヨシ商会の店内



### キヨシ商会 / kcr “キヨシサイクル”

住所 守山市立田町 1697-1

TEL 077-585-1843

FAX 077-585-2163

営業 9:00 ~ 20:00  
(受付 19:00 まで)

定休 日・祝

HP <https://www.kiyoshisyokai.com/>



HP

### お問い合わせ

守山商工会議所 中小企業相談所 指導課まで

TEL 582-2425 FAX 582-1551

## Business

## ビジネスコンパス



専門家による情報発信事業  
by 観光理財部会



## 小さな企業の経営者が AI サービスを利用する魅力について (ChatGPT 編)



12月号に引き続き、小さな企業の経営者が AI サービスを利用する魅力について、実際の活用事例を用いながら説明したいと思います。今回は、ChatGPT についてです。

業をブラッシュアップした結果、その後、専門家の先生に相談した時や、金融機関の担当者に対しサービス内容などを説明しても、ある程度適切に伝わったと感じました。

### 1.ChatGPT の活用

#### ChatGPT について

OpenAI 社により開発されたサービスであり、入力する質問や指示に対して、テキストで返答をしてくれるようなサービスです。こちらも海外のサービスですが、利用までの流れを説明したサイトがあるので利用ハードルは低いと思います。有料プランは 20 ドル / 月 (約 3000 円 記事作成時点) で利用することができます。

#### 具体的事例

私は普段、中小企業診断士として経営者に対し、経営に関するアドバイスを行う立場です。しかし、自身の事業となると、客観的な視点が欠け、また、多くのことを検討する必要があるため、個々の細かい部分での検討が甘く、友人や専門家から指摘されることが多くありました。そこで、ChatGPT を活用することにしました。

活用事例は下記のような内容です。新規事業に必要な様々な内容について、相談を行い、ブラッシュアップをすることができました。ChatGPT を活用し、事

#### 小さな企業の経営者の ChatGPT 活用方法

##### ・財務の相談役として活用

ChatGPT は専門家ではないことに注意は必要ですが、決算状況や試算表の状況について、注意点や現状分析に関する回答を得ることができるので、自社の経営改善にいかすことができます。

経営指標について知識がない経営者であっても、「経営に重要な経営指標を初心者でもわかるように教えてほしい」「次の損益計算書から利益率を計算して素人にもわかるように考察してほしい」などの指示を ChatGPT に与えると、回答が得られます。管理会計などの勉強はハードルが高く、また、公認会計士などの専門家に依頼すると高額になる場合もあるので、まずは ChatGPT で財務について相談してみるのも良いと思います。

##### ・事業の相談役として活用

サービスの内容のブラッシュアップや、営業戦略、お客様に響きやすい広告キャッチコピーの作成など、事業に関する様々な質問に ChatGPT は回答してくれます。また、経営者は多岐にわたる業務を実施しているので、それぞれの内容についての検討が甘くなってしまうこともありますが、ChatGPT を活用することで、頭の整理がしやすく、様々な視点から内容を検討し、意思決定を行えるようになると思いますので、事業について相談してみるのも良いと思います。

##### ・その他で活用

ChatGPT は幅広い質問に回答してくれるので、例

#### 具体的活用事例

新規事業のコンセプト改善
経営理念・ビジョン・バリューの改善
マッチングサイトのシステム要件定義の改善
サイトトップページでの利用者向けの文言改善
営業資料の作成・改善
KPI の設定、決算書分析
チラシ文章の改善など



えば、原価管理をするためのエクセルの関数や数式に関する質問や、需要予測を行うプログラミングに関する質問にも回答してくれます。経営に関するだけでなく、日常生活の悩み事などの相談相手にもなってくれます。ChatGPT は、様々なことでそれなりの精度で適切な相談相手となってくれるので、一度は利用してみることをお勧めします。

## 2. 利用上の注意点

### AI は誤りを含む可能性がある

ChatGPT の回答などは、完璧ではありません。生成された文章などを鵜呑みにするのはいけないことだと思います。実際に ChatGPT の回答が間違っていると思うことは何度もありました。そのため、ChatGPT やその他 AI 技術への過度な依存にはリスクが伴います。自身できちんと判断する能力が必要であり、必要に応じて専門家に依頼すべきだと感じています。

### 情報の取扱いに注意

「ChatGPT を財務の相談役として活用しましょう」と伝えましたが、情報の取扱いには注意が必要です。ChatGPT では、入力した情報がモデルのトレーニングに用いられる可能性があります。そのため、ChatGPT を利用する場合、入力情報がトレーニングに活用されない設定を行ってから利用すべきです。また、その設定をしていたとしても、具体的な会社名や機密情報を入力する行為は避け、匿名性を保つような最低限の対策を施すべきだと思います。

海外のサービスであり、もしかしたらトレーニングに利用しないという設定であっても情報が吸い取られている可能性もゼロではないと思いますので、サービス提供企業を信じるかどうか、どこまでリスクをとっても良いかを検討してから、活用してみるのが良いのではないかと思います。

### 専門家への相談も必要

私の場合、新規事業の準備に ChatGPT を大いに活用しましたが、同時に、専門家への相談も行いまし

た。自分でサービスを一から立ち上げるとなると考えることが多く、そして、客観的に自分の事業を見ることができなくなることを痛感しました。そのため、私の場合は、無料で相談できる滋賀県よろず支援拠点や商工会議所の専門家派遣で中小企業診断士の先生に相談をしたり、顧問弁護士に相談をしたりしました。ChatGPT のような AI サービスを活用する一方で、専門家の意見も積極的に取り入れ、そのバランスを大切にすることが有用です。専門家への相談により、機械的ではない生の客観的な意見も取り入れることができるので、小さな企業の経営者も両者のバランスを取りながら自身の経営をよりよくしていくことをお勧めいたします。

## 3. まとめ

### AI サービスの活用で何が変わるのか

AI サービスの活用により、企業ロゴを安価に作成できたり、ChatGPT で事業のブラッシュアップや経営者の頭の整理ができることにより、生産性が向上したり、経営を改善できたりすると思います。資金や時間といった経営資源が限られた小さな企業の経営者こそ、経営に役立つ比較的安価で利用できる重要なサービスを利用することが大切ではないかと考えております。

### 小さな企業が今すぐにできること

今回主に説明した ChatGPT の有料版は 20 ドル / 月 (約 3000 円) ほどで利用を開始することができ、解約も簡単に行うことができます。専門家などへの依頼を行うと数万円から数十万円の費用がかかってしまいますので、まずは低リスクで始められる ChatGPT を利用してみることをお勧めします。12月号ではミッドジャーニーという画像生成サービスについて説明しましたが、ChatGPT でも画像を生成できるようになりました。最新のサービスは次から次へと便利になっているので、必要に応じて活用しましょう。

新しいことも学びながら、経営をより良くできるように共に引き続き頑張りましょう！

滋賀県の中小企業診断士。

個人事業では、中小企業診断士の資格を活かし、経営コンサルティング事業を行っております。

また、代表を務める DeepLet's 株式会社では、現在、新規事業の準備中で、2024 年頃から滋賀県に特化した M&A マッチングサイトを提供する予定です。

専門家と経営者の立場を両方経験しながら、滋賀県の小規模事業者、中小企業の役に立てるように引き続き頑張ります。

佐野経営事務所 中小企業診断士 佐野良太  
個人 HP : <https://sano1.com/>  
法人 HP : <https://deeplets.co.jp/>

法人 HP



個人 HP



**企業 PR**

工業部会

工業部会では部会員企業様相互の交流や理解を深めるため、2023年12月7日に部会交流事業「企業PR」を開催いたしました。

当事業にてPR発表いただきました企業様を「あすのたね」紙面にて、順次ご紹介させていただきます。



# 世界の歯科医療技術の進歩と 口腔衛生の向上に貢献

## 社名 サンメディカル株式会社

当社は1981年に歯科材料接着材の研究・生産・販売を目的として三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）と株式会社ニッシンとの合併により京都で創立され、1992年に守山市へ拠点を移し今日に至ります。事業内容は、歯科治療で使用される歯科材料の、製造販売、輸出入を行っております。日本国内の他、アメリカや欧州、中国や韓国など、世界においても広く当社の製品が、医療現場で愛用されています。

現在、約70種類の歯科材料を製造しており、歯科用接着剤や、知覚過敏抑制材やコーティング材の他、歯科技工士向けの製品等を製造しています。歯科材料はいくつかの分野に種類が分類されており、その中の接着性レジセメントという分野では当社の製品が国内シェアNo.1（約53%）を占め、接着性と安全性の面で高い評価と信頼を得ています。

さまざまな歯科材料を製造しておりますが、当社の一番の主力製品はスーパーボンドです。スーパーボンドは主にクラウンやインレー、ブリッジなどの人工物を歯に接着させたり、グラグラした歯の固定等に使用される接着剤で、湿度の高い口腔内でも非常に強い接着力と耐久性があります。また35年以上の臨床実績があることから安全性の面でも非常に信頼の高い製品です。サンメディカルという名前を知らなくても、スーパーボンドという名前を知らない歯科医はいないといっても過言ではないぐらい歯科業界では知名度の高い製品です。

守山本社では研究開発から、薬事申請、製造までの全てを行っており、製品は代理店や小売店を介して全国の歯科医院へと届けられます。また、実際使用される歯科医師に当社の製品を知っていただくために全国のデンタル系の展示会に出展したり、当社の営業社員より説明を行ったり、著名な歯科医師によるセミナーを開催する等の営業活動も行っております。さらに、製品操作マニュアル等のパンフレットを製作し、実習形式の説明会の開催や、海外の展示会に出展する等の活動も行っております。

従業員は現在146名、男女比は約半々となっております。製造業で、女性比率が50%というのは稀なのですが、子育て両立支援の取組が進んでいる企業の認定制度である「プラチナくるみん」を取得し、女性の活躍を推進していることもあり、育児休業取得率、育児休業取得後の復職率はともに100%となっております。

また、持続可能な社会の実現に向けて（SDGs）の取組みとして、学校教育の現場で当社の製品を使用いただいたり、発展途上国での歯みがき指導等も行っております。

2020年には社員全員参加で、Vision・Mission・Core Valuesを掲げました。

<b>Mission</b>	ユニークな発想と確かな技術で世の中に必要な製品を提供する
<b>Vision</b>	世界中の人々に食べる喜びを笑顔を
<b>Core Values</b>	
<b>S Sincere</b>	誠実で真面目なものづくり
<b>U Unite</b>	みんなで助け合い常に挑み続けよう
<b>N Nexus</b>	ありがとうを連鎖しよう
<b>M Move</b>	信じて前へ
<b>E Evolution</b>	失敗から学び楽しみながら進化し続けよう

今後も、我々は、歯科材料を通じて人類の健康維持・増進のために、歯科医療技術の進歩と口腔衛生の向上に貢献してまいります。

会社概要



社名 サンメディカル株式会社  
 所在地 滋賀県守山市古高町 571-2  
 設立 1981年2月21日  
 資本金 1億円  
 従業員数 146名（2023年11月現在）  
 H P <https://www.sunmedical.co.jp/>





アイデアが生まれ、コミュニティの輪が広がる場所

## MAGNETS SHARING COMMUNITY

**Q** MAGNETS SHARING COMMUNITY (マグネッツ) はどんな事業所ですか？

**A** キッチン付きレンタルスペースです。お試しカフェや誕生日会などでご利用いただけます。併設しているマグネッツ PLUS は独立しているレンタルスペースですので、展示会や撮影会などでもご利用いただける使用用途の幅広いレンタルスペースとなっております。おかげさまで様々な方に色んな形でご利用いただき、毎月の定期的なイベントなども多く開催されております。

**Q** どのような利用用途がありますか？

**A** 例えば、毎週定期的に守山市で活動する食農育サークル「NORA」が採れたて野菜の食堂をしています。他にも料理教室、音楽ライブ、アクセサリーやインテリアのワークショップ、親子向けのイベントなど多岐にわたってご利用いただいております。企業とのコラボレーションもしておりますし、コミュニティの場として性別や年齢問わず誰でも自由な発想で使っていただけるスペースです。

**Q** オーナーからひとこと

**A** マグネッツは「アイデアを形にしたい」や「新しいことを挑戦したい」などの楽しい「わくわく」を応援する場所です。人のご縁が新たなご縁になるように、新しいアイデアやコミュニティがどんどん地域に広がっていけばいいなと思っております。イベント情報などの最新情報は Instagram をチェックの上、是非お気軽にお越しください。スタッフ一同お待ちしております。



### MAGNETS SHARING COMMUNITY

代表 廣瀬 香織  
 住所 滋賀県守山市今宿 4 丁目 1-12-101  
 HP <https://magnets-shiga.com/>  
 ig [https://www.instagram.com/magnets\\_shiga/](https://www.instagram.com/magnets_shiga/)  
 TEL 077-532-0030  
 営業 Instagramにてご確認ください  
 定休 不定休 (イベントによって異なる)



HP



Instagram



店舗外観





新入社員の方に！新年度のスタートに！

# 春の健康診断のご案内

守山商工会議所では、会員事業所の福利厚生の一環として、各種健診を特別料金で実施しています。事業主様や従業員様はもちろん、ご家族様の健康管理にぜひご利用ください。

例：一般的な定期健康診断の料金 ¥9,900 → ¥7,000 でご受診  
できます！

4月に春の集団健康診断を守山商工会議所にて実施します。



## 4月に受診すると・・・

- 秋（11月）に比べてご希望のお時間をご案内できます。
- 新年度のスタートに合わせることができます。



詳細は守山商工会議所 HP や  
(<https://moriyama-cci.or.jp/management/welfare/>)



2月号、3月号折込チラシをご覧ください。

問合せ先：守山商工会議所 健康診断担当 tel 077-582-2425

令和6年能登半島地震により  
被害に遭われた皆様  
心よりお見舞い申し上げます。

守山商工会議所青年部では、現地災害対策本部と連携し、支援物資を1月5日にトラックで石川県七尾市に配送させていただきました。支援物資につきましては青年部メンバー、青年部OGの皆様より水、食料、衛生用品など多数ご提供いただきました。誠にありがとうございました。



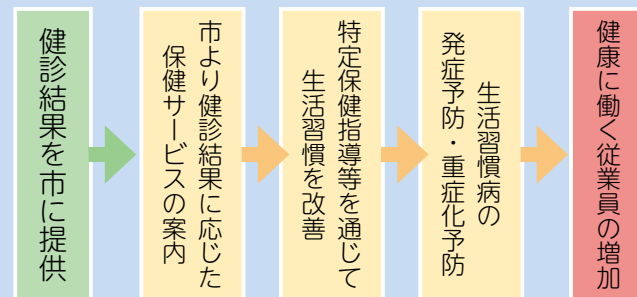
## 事業主の皆様へ

### 守山市国保加入者の職場健診結果提供のお声かけにご協力をお願いいたします。

守山市では、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的に、特定健康診査を実施しています。

貴事業所の従業員様で、守山市国民健康保険に加入され、守山商工会議所において実施された健診を受診された方に対して、市への健診結果の提出についてお声かけのご協力をお願いいたします。

なお、健診結果の提供方法等につきましては、守山市国保加入者に送付させていただきました特定健診受診券に同封のチラシ「職場で事業主健診を受診される人へ」をご覧くださいようご案内ください。



問合せ先

守山市健康福祉部すこやか生活課  
tel 581-0201 fax 582-1138

# 草津税務署からのお知らせ

今年度は守山商工会議所 大ホールでの  
確定申告相談会はございませんので  
 ご注意ください。

令和5年分の確定申告書作成会場は、

**キラリエ草津【市民総合交流センター 6階】**に開設します。

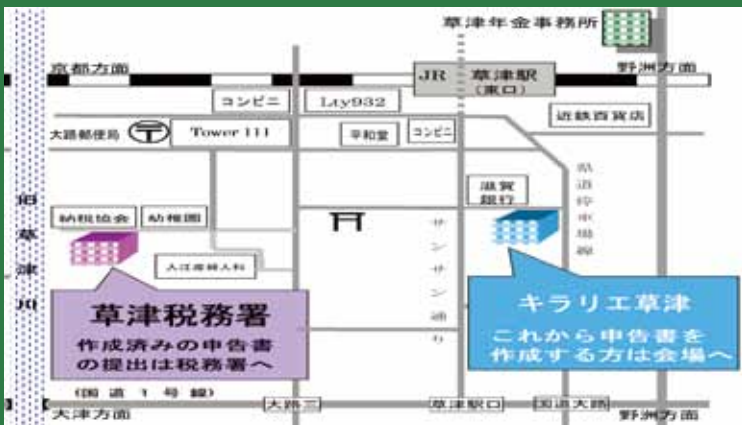
所在地：草津市大路2丁目1-35

開設期間	2月16日(金)から3月15日(金)まで * 土・日・祝日は開設していません。
相談受付時間	9時から16時まで * 混雑状況によって早めに終了する場合があります。
入場には整理券が必要です!	次のいずれかの方法で発行された整理券が必要です。 ① 当日会場で発行する整理券 ② LINE予約による事前発行の整理券



- \* 会場には専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- \* 確定申告書の作成の際は、源泉徴収票(給与・年金収入がある場合)など申告書の作成に必要な書類をお持ちください。  
 なお、前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど利用者識別番号が分かる書類をお持ちの方は、必ずご持参ください。
- \* 相続税に関するご相談は、当会場では受け付けておりませんのでご注意ください。
- \* 会場に関するお問い合わせは、草津税務署へ(電話 077-562-1315 ⇒ 自動応答「0」)
- \* キラリエ草津への、直接のお問い合わせはご遠慮願います。

作成済の申告書を提出される場合は、郵送によるか税務署の窓口へお越しください。



【ご来場に際してのお願い】



草津税務署の駐車場は、2月1日(木)から3月15日(金)までの期間、ご利用できません。  
 ご不便をおかけしますが、公共交通機関のご利用をお願いします。

お問い合わせ先：草津税務署 Tel077-562-1315 (自動音声案内に従って電話機を操作してください。)



ビジネスに役立つ書籍を月替わりで紹介！

本のがんこ堂がオススメ！ビジネススキルアップ本



書名：きみのお金は誰のため

著者：田中学

定価：1,650円（税込）判型：四六判

ISBN：9784492047354 出版社：東洋経済新報社 発行日：2023/10/7

内容紹介：

こんなお金の本はじめて！！子供でも大人でも楽しめる青春「お金」小説。お金自体には価値がない、お金で解決できる問題はない、みんなでお金を貯めても意味がない。

思わず「え？」と聞き返してしまうような3つの謎が解けた時、世界の見え方が変わります。

学校では教えてくれなかった「お金と社会の本質」について学んでみませんか。



上記書籍のお買い求めは、「本のがんこ堂」へ！

本のがんこ堂守山店

守山市古高町福田 393-19

営 9:00～21:00 年中無休

TEL 077-582-7560 FAX 077-581-2723

本のがんこ堂守山駅前店

守山市勝部一丁目 1-21-101

営 10:00～21:00 休日曜・祝日

TEL 077-584-5460 FAX 077-585-9855

本の森のちいさなカフェ Gankodo

守山市守山五丁目 3-17 守山市立図書館内

営 10:00～18:00 休 図書館定休日に準ずる

TEL 077-514-8225

## 守山市金融協議会

滋賀銀行

関西みらい銀行

滋賀中央信用金庫

京都信用金庫

レーク滋賀農業協同組合

京都銀行

### 守山商工会議所 所報『あすのたね』 広告折込サービス 料金改定のお知らせ

当所所報『あすのたね』2024年2月号(2月1日発行)より、挟み込みチラシの広告料金を改定しております。ご理解いただき、今後とも事業所や関係団体に向けた情報発信ツールとしてご活用ください。

【改定前】 会 員 11,000円 (10%税込み)



【改定後】 会 員 16,500円 (10%税込み)

お問合せ

守山商工会議所 業務課 あすのたね担当

TEL：077-582-2425 FAX：077-582-1551